

令和 2 年 度
事 業 計 画 書

公益財団法人 日本道路交通情報センター

令和2年度 事業計画

I. 基本方針

公益財団法人日本道路交通情報センターの使命は、道路交通情報の提供を通じて道路利用者の安全確保と利便性の向上を図ることである。

当センターは、昭和45年の発足以来、道路利用者のニーズの高度化や情報通信技術の急速な進展に対応しながら、電話、ラジオ・テレビ放送及びインターネット等により、正確で、迅速な、分かりやすい道路交通情報の提供に努めてきた。また、一般財団法人道路交通情報通信システムセンター（以下「VIC Sセンター」という。）や民間の道路交通情報サービス事業者による、カーナビゲーションやスマートフォンなど多様なチャンネルを用いた、きめの細かい情報提供を支える役割を果たしてきたところである。今後においても、より精度と即時性の高い道路交通情報を求めるニーズが高まることは必至であり、当センターとしても、これに応えるための取組を積極的に行っていく必要がある。

当センターの設立が昭和43年の飛騨川バス転落事故を契機としており、災害時の情報提供はとりわけ公益性や緊急性が高く、利用者の需要も切実で大きい。地震、暴風、豪雨、豪雪等、各種災害が頻発する中、迅速、正確な情報の収集、提供に努めるとともに、「災害時情報提供サービス」を本格運用し、プローブ情報を活用した通行実績情報の提供を行うなど、その一層の活用を図り、被災地及びその周辺の道路交通情報を積極的に提供していくものとする。

政府においては、世界最先端デジタル国家を目指す一環として、官民ITS構想・ロードマップで掲げる「2030年までに世界一安全で円滑な道路交通社会を構築する」ことを目標に、より高度な自動運転システムの実用化に向けた取組が進められ、人工知能(AI)・IoT等の活用、官民データの連携・利活用の推進が活発化しているため、関係機関と連携しながら対応していく。また、本年開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリンピック・パラリンピック」という。）に際しては、当センターにおいても関係機関と密接に連携し、新たなシステム等による情報提供やプローブ情報を活用した実証実験を実施する。

以上のような時代環境やその変化の中にあって、全国の公的な道路交通情報を集約一元化して提供する唯一の機関である当センターは、引き続きその使命を真摯に遂行していくものとする。

II. 実施事業

1. 公益目的事業

道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報の収集、提供及び調査、研究並びに広報・啓発を行い、もって、事故及び災害の防止並びに道路交通の安全と円滑化に寄与する事業

(1) 道路及び道路交通に関する情報の収集、集約一元化及び提供

① 道路及び道路交通に関する情報の収集

- ・ 全国の警察及び国・道府県・高速道路株式会社等の道路管理者（以下「管理者」という。）のもとに当センターの職員を配置し、管理者への取材等により、現況の詳細な交通規制情報及び道路工事やイベント等による交通規制の予定情報等を収集し、当センターの道路交通情報システムに入力する。
- ・ 管理者との機器接続により、現況の渋滞情報、旅行時間情報、交通規制情報及び道路画像や道路気象情報等をリアルタイムに収集する。
- ・ 大規模災害時において、警察庁との機器接続により、プローブ情報を活用した通行実績情報を収集する。

② 収集した道路及び道路交通に関する情報の集約一元化

- ・ 道路利用者が求める各管理者の道路交通情報を集約一元化する。

③ 道路及び道路交通に関する情報の提供

- ・ 道路利用者の情報ニーズの増大と変化に的確に対応するため、必要な情報を電話、ラジオ・テレビ放送及びインターネット等により正確、迅速に、かつ、わかりやすく提供する。
- ・ 地震、暴風、豪雨、豪雪その他の災害時等においては、機動的かつ広域的な支援及びバックアップ体制を構築し、被災地等における情報の収集、提供体制を強化して、正確、迅速、詳細な情報提供に努めるとともに、「災害時情報提供サービス」を活用し、被災地及びその周辺の道路交通情報を積極的に提供する。
- ・ 管理者のシステムが災害やシステム障害等により停止した場合に、職員が収集し、当センターのシステムに入力した情報を活用して、VICS符号化し道路交通情報の継続的な提供を図る。

- ・ 道路交通情報を提供する事業者がオンラインで道路交通情報を配信する「Jシステム」について、引き続き利用の拡大を進める。また、提供箇所数が増加している道路画像情報についても、併せて利用の拡大を進める。
- ・ 予測交通情報を作成する事業者（特定交通情報提供事業者）に対して、その作成に資する過去の道路交通データを提供し、その活用の拡大を進める。
- ・ Jシステムを利用する道路交通情報サービス事業者に対して、イベント等の事象に伴い規制されるエリアの情報、施設情報等の新たな情報を提供開始することを目指し、各種準備（提供時期の調整、運用基準の策定等）を進める。
- ・ Jシステムの利用拡大を図る観点から、Jシステムの導入及び継続をしやすい利用環境等の整備について検討する。
- ・ 管理者の保有する情報のオープン化の一環として、「交通規制情報」、「断面交通量情報」及び「交差点制御情報」を継続して提供する。

④ 「道路交通情報システム」の整備

- ・ 平成28年10月より運用を開始した第4次道路交通情報システムについて、運用を続けながら、所要の改良を行う。また、当該システムの更新に向けた検討を開始する。
- ・ 「道路交通情報Now!!」及び「災害時情報提供サービス」の機能を有する新たなシステムを開発し、運用を開始する。
- ・ 音声合成システムの更新のための開発を行う。

⑤ 道路及び道路交通に関する広報及び啓発

- ・ 渋滞予測情報については、季節ごとに、新聞、雑誌、ラジオ・テレビ等の報道機関へ広報するとともに、ホームページにおいて提供する。
- ・ 「全国交通安全運動」「交通事故死ゼロを目指す日」「道路ふれあい月間」等の道路交通に関する各種行事に参加するとともに、ホームページ及びラジオ・テレビ放送により広報及び啓発活動を行う。
- ・ 豪雪や地震などの災害時における事故等の予防のため、ホームページ及びラジオ・テレビ放送により、荒天が予想される場合の外出自粛や冬装備の携行等について、適時適切な広報や注意喚起を行う。

(2) 道路及び道路交通に関する情報の収集及び提供の処理方法、その他の調査及び研究

- ・人やモノの移動に影響を与える各種情報を融合し、A Iを活用することにより、交通渋滞が顕在化する前の予兆や傾向を検出する等、未然に交通渋滞を防ぐ情報提供に関する調査及び研究を行う。
- ・道路交通情報の一層の効果的な提供が図れるよう、関係機関と連携しながら、自動運転システム・安全運転支援システム等への対応に資する調査及び研究を行う。
- ・交通工学研究発表会、I T Sシンポジウムその他研究発表会等を活用し、道路交通情報の高度化に向けた調査及び研究の成果を発表する。
- ・道路交通情報に関する独創的・先駆的な調査研究に資するために、研究開発資金等の助成制度の活用やプロジェクトに積極的に係わっていく。
- ・高速道路の工事等による規制が一般道路に及ぼす影響や、一般道路渋滞と高速道路渋滞の関係性を分析するため、当センターが開発し保有する渋滞統計システムを活用した調査及び研究を行う。

(3) 東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組

① 東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う道路交通情報の提供

- ・東京オリンピック・パラリンピックの開催期間中は、関係機関と緊密な連携をとりながら、体制を強化するなどして、電話、ラジオ・テレビ放送等を通じて、交通量削減等の呼びかけや交通規制等の積極的な情報提供を行う。また、交通マネジメントに資する有益な情報を一般車両及び大会関係車両等に提供するため、「イベント開催時情報提供サービス」を開設する。

② 「プローブ情報活用実証実験」の実施

- ・V I C Sセンターと共同で、複数の自動車メーカーやカーナビメーカーから提供されるプローブ情報をビッグデータとして活用し、提供範囲を拡充した道路交通情報を配信する実証実験を、関東1都6県を対象に実施する。また、その評価等の取りまとめを行う。

2. 収益事業等

公益目的事業以外の事業で、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれのないもので、公益目的事業比率が百分の五十以上になるとの見込みを妨げない事業。

(1) 調査受託事業

- ・ 国、地方公共団体等が発注する道路交通情報の収集、提供に関する調査業務の受託を行う。
- ・ 国等が発注する特殊車両通行許可に関する調査業務等の受託を行う。

(2) 渋滞統計システム事業

- ・ 過去の渋滞状況や蓄積した渋滞情報を基に統計データを作成し、デジタル地図上で再現し、あるいは表形式で表示等する渋滞統計システムについては、「断面交通量情報」等の新情報との統合や新機能の追加等により利便性が向上したことを踏まえ、その利用促進を図る。また、利用者の意見を踏まえながら機能の改善等を検討する。

(3) バナー広告事業

- ・ 当センターが所有するウェブサイトにおいて、公益財団法人としての性格に配慮しつつ、関係機関や民間企業等へのバナー広告枠のより効果的な販売を行い、財源の確保に資する。

Ⅲ. その他

1. 法人運営

勤怠管理システムの導入等、働き方改革に資する施策を適宜実施する。

また、研修や啓発活動により、コンプライアンス意識の向上を図る。

2. 会議の開催

法人運営に係る重要事項を策定するため、理事会・評議員会等を適時に開催する。